

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月9日
【会社名】	株式会社新日本科学
【英訳名】	SHIN NIPPON BIOMEDICAL LABORATORIES, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永田 良一
【本店の所在の場所】	鹿児島県鹿児島市宮之浦町2438番地
【電話番号】	099 (294) 3389
【事務連絡者氏名】	執行役員財務経理本部長 二反田 真二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区明石町8番1号
【電話番号】	03 (5565) 6216
【事務連絡者氏名】	総務人事部 主事 鎌田 康孝
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 24,000,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使 に際して払込むべき金額の合計額を 5,670,000,000円 合算した金額 (注) 行使価額が修正又は調整された場合には、発行価額 の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額 の合計額を合算した金額は増加又は減少する。 また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない 場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合 には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の 合計額は減少する。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社新日本科学 東京本社 (東京都中央区明石町8番1号) 株式会社新日本科学 大阪支社 (大阪市中央区伏見町二丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	60,000個
発行価額の総額	金24,000,000円
発行価格	金400円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成26年6月26日(木)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社新日本科学 総務人事本部 東京都中央区明石町8番1号
払込期日	平成26年6月26日(木)
割当日	平成26年6月26日(木)
払込取扱場所	株式会社鹿児島銀行 本店営業部 鹿児島県鹿児島市金生町6番6号

(注) 1 本新株予約権については、平成26年6月9日(月)(以下「発行決議日」という。)開催の当社取締役会において発行を決議している。

2 申込方法は、申込期間内に上記申込取扱場所に申込みをすることとする。

3 払込方法は、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとする。

4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

5 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は6,000,000株、交付株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、交付株式数は、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。 2 本新株予約権の行使価額の修正基準:本新株予約権の行使価額は、平成26年6月27日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値が無い場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額が、当該行使請求の通知が行われた日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該行使請求の通知が行われた日以降、当該金額に修正される。 3 行使価額の修正頻度:行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限:本新株予約権の下限行使価額は、発行決議日の東証終値の70%に相当する658円である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号を参照)。 5 交付株式数の上限:本新株予約権の目的となる株式の総数は6,000,000株(発行決議日現在の発行済株式総数に対する割合は15.08%)、交付株式数は100株で確定している。 6 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額):3,972,000,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数100株</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は6,000,000株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「交付株式数」という。)は、100株とする。)。ただし、本欄第2項乃至第5項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。以下同じ。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。 $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> 3 前項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

	<p>4 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(4)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2 行使価額は、当初941円（発行決議日の東証終値）とする。ただし、行使価額は、本欄第3項又は第4項に従い、修正又は調整されることがある。</p> <p>3 行使価額の修正 (1) 平成26年6月27日（以下「行使価額修正開始日」という。）以降、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。 ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が658円（ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(5)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>(2) 前号により行使価額が修正される場合には、当社は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(2)号に定める払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。</p> <p>4 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。))

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）が、()上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)7(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号乃至に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号乃至の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

	<p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。</p> <p>(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金5,670,000,000円</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成26年6月27日から平成29年6月27日までの期間(以下「行使可能期間」という。)とする。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の休業日等でない日をいう。)及び前々営業日並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の行使請求受付場所 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社鹿児島銀行 本店営業部 4 新株予約権の行使請求及び払込の方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本新株予約権の行使請求は、機構又は口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。 (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて本欄第3項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に払い込むものとする。 (3) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後15取引日を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を取得すると引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得すると引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 3 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日の翌銀行営業日に、本新株予約権を取得すると引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 4 本欄第1項及び第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、本新株予約権者に通知する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みにに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループの事業概要

当社は、昭和32年に我が国初の医薬品開発の受託機関として設立されました。当初は前臨床試験(注1)の受託を行い、確固たる事業基盤を築いてまいりました。その後、臨床試験(注2)の受託も開始し、国内で唯一医薬品開発を一貫して受託できる体制を確立してまいりました。また、近年では、バイオベンチャーを支援し協働関係を構築する新事業領域(トランスレーショナル リサーチ事業)にも取組んでおります。さらには、医薬品開発の国際化、高度化、大型化に伴い、米国事業やアジア事業も強化し、グローバルバリューチェーンの構築を推進しております。こうした取組みの結果、当社グループは、医薬品開発の各開発段階において網羅的かつ国際的に開発支援サービスを提供できる、世界でも稀有なCRO(医薬品開発業務受託機関)となりました。

当社グループの主な事業の概要は以下のとおりです。

前臨床事業

前臨床事業は、製薬企業から前臨床試験を受託するもので、当社グループの基幹事業です。従来、げっ歯類(マウス・ラット)やイヌを用いることが主流であった前臨床試験において、ヒトにより近い系統を有する霊長類(主にカニクイザル)の使用を導入し、多様な受託研究実績とノウハウを蓄積してまいりました。サルへの取扱いは、他の実験動物よりも難しいため、特殊な施設や機材等が必要となりますが、当社が独自開発した器具(国際特許取得済み)の使用により、効率的な試験の実施と信頼性の高い試験データの提供が可能となります。また、受託試験業界では唯一自社繁殖場(中国とカンボジア)を保有しており、高品質の動物を安定的に供給できる体制を確立しております。こうした明確な差別化戦略が功を奏し、海外を含む顧客から多くの試験を受託しております。

一方、医薬品開発の主流は、低分子医薬品から、ワクチンや抗体医薬に代表されるバイオ医薬品、及びiPS細胞(induced pluripotent stem cell、人工多能性幹細胞)に代表される再生医療製品へと移行しつつあります。当社は、こうした変化に対応するため、京都大学iPS細胞研究所との共同研究(注3)、株式会社ヘリオスとの資本提携や業務提携(注4)、アストリム株式会社への出資(注5)と研究開発の支援等様々な施策を実施しております。

臨床事業

臨床試験(治験)において、製薬企業は医療機関に治験を依頼することとなりますが、製薬企業と医療機関の業務支援を行うのが臨床事業です。本事業は、製薬企業の臨床開発業務を支援するCRO(医薬品開発業務受託機関)業務、専門スタッフ(CRC:治験コーディネーター)を医療機関に派遣して治験実施を支援するSMO(治験施設支援機関)業務の2つに大別されます。CRO、SMOともに新規参入が相次ぎ競争は激化しておりますが、当社グループは、前臨床事業で築きあげた製薬企業等との強い信頼関係、及び前臨床試験から臨床試験に至るまで医薬品開発のいかなるプロセスをも一貫して受託できる体制を有し、迅速性と経済性の両面での競争優位性を活かしながら積極的に事業展開を行っております。

トランスレーショナル リサーチ事業

トランスレーショナル リサーチ事業は、国内外の大学、バイオベンチャー、研究機関における基礎研究から派生する有望な基礎技術や新規物質を発掘し、その付加価値を高めて事業化につなげるものです。その事業内容は、当社が保有する知的財産を基盤とした成果の製薬企業への導出(ライセンスアウト)、バイオベンチャー企業への前臨床試験や臨床試験の提供、技術面や経営面での指導や資金援助等、多岐にわたります。

足元の経営環境と前回の資金調達

製薬業界では、ここ数年来、大手製薬企業の合併による開発パイプラインの絞込みが進んだこと、基幹製剤の特許期限切れに関する所謂「2010年問題」への対応等のために、臨床開発段階のパイプラインへの経営資源の集中投入が優先されておりました。その結果、前臨床試験の受託市場は調整期が続いておりましたが、最近になり、創薬研究の重要性が改めて見直され、回復傾向へ転じる兆しが出ており、大型試験の受注も順調に増加しております。特に米国の前臨床事業については、平成22年8月にFDA(米国食品医薬品局)からGLP(注6)改善指示を受けたため、受注に大きな影響が生じておりましたが、当社グループが総力を挙げて、抜本的な組織改革や現場のオペレーションの再構築等に取組んだ結果、平成24年11月に、FDAより、改善指示事項は全て対応したことを確認した旨の通知を受領でき、現在は積極的な営業展開を行っているところです。臨床事業についても、CRO事業、SMO事業共に試験の受注が拡大基調にあることから、スタッフを増員し、教育研修を強化しております。トランスレーショナル リサーチ事業においては、特に

当社が独自に開発した経鼻製剤(注7)の基盤技術の有用性や安全性は臨床試験において実証されてきており、すでに海外の製薬企業3社とのライセンス契約(注8)締結に成功しています。加えて、同技術が種々の薬物に応用可能であるという特性を活かして、現在複数社の製薬企業と技術評価試験を行っております。当社は、こうした経営環境に鑑み、平成25年6月に、米国前臨床事業の再強化、国内前臨床事業の差別化、国内臨床事業の人材強化、及びトランスレーショナル リサーチ事業の事業開発並びに創薬開発等に必要となる資金の調達を目的として、第1回新株予約権(第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権)を発行しました。当該新株予約権の権利行使により調達した資金(手取金合計で7,285百万円)のうち、平成26年4月末までに合計4,270百万円を上記の資金使途に充当し、残りの3,015百万円も平成26年12月末までに充当する予定です。

資金調達の目的

上記に記載のとおり、製薬業界では創薬研究の重要性が改めて見直され、前臨床試験の受託市場は回復傾向へ転じる兆しが出ております。

その一方で、研究開発の効率化と新薬開発力の向上を図るため、学術研究機関や他の製薬企業との連携によるオープンイノベーションの取組みの強化、研究施設の統廃合による再編等によって競争優位性の源泉となるリソースへ経営資源を集中投入する動きも顕著に見られるようになりました。

当社グループは、こうした動きが今後も続き、CRO(医薬品開発業務受託機関)に求められる役割が、製薬企業の開発業務委託先という従来の単発的・個別的なサポート機能に留まらず、包括的・多面的な戦略的連携先という、より広範で深化したものに变化していくものと考えております。実際に、欧米では、CROが製薬企業と長期又は包括的な研究開発業務の受託契約を締結する事例が数年前から増加しており、日本の製薬業界においても、グローバルでの競争環境が厳しさを増していること等から同様の動きが今後加速すると思われまふ。こうした動きにより生じる、製薬企業の自社内で実施されていた研究開発業務や機能のアウトソーシング化という新たな商機を捉えるためには、製薬企業との協議を重ねる中で各社のニーズを把握し戦略的連携を提案するとともに、戦略的連携の内容が具体化してきた段階でそれぞれの内容に適した設備投資や人材確保等を行う等して、新たな需要を取り込むための体制を今から確立・整備する必要があります。

一方、トランスレーショナル リサーチ事業においては、受託事業に留まらず、創薬型の医薬品開発支援事業へのパラダイムシフトをより一層加速させるため、経鼻製剤基盤技術の更なる応用研究を進める予定です。当社は、すでに、経鼻製剤基盤技術を用いた製剤として、グラニセトロン経鼻剤(制吐剤、米国でPhase 臨床試験を完了)やゾルミトリプタン経鼻剤(偏頭痛薬、米国でPhase 臨床試験を完了)等を開発中であり、これらの開発には、第1回新株予約権の権利行使により調達した資金を充当しております。今後は、こうした先行開発中の経鼻剤の研究開発に加え、インフルエンザ経鼻ワクチンの開発促進、及びワクチン投与全般をより簡便化するための経鼻ワクチン剤のパイプラインの拡充を行っていく予定であり、そのためには基礎的な研究の継続や専門スタッフの育成が必要となります。経鼻ワクチン開発の一例として、鳥インフルエンザ等のウィルス感染症への応用研究があります。当社のインフルエンザ経鼻ワクチンは、注射器や針が不要だけでなく、室温で保管できるという特徴を有しているため、大量の薬剤の輸送や保管が可能となるほか、感染予防に重要となる粘膜免疫(分泌型IgA産生)を高めることから、注射ワクチンよりも高い感染予防効果が期待されます。

上記の施策を実施する上で必要となる資金を調達するため、今般、当社は、下記「(3)本新株予約権を選択した理由」に記載した理由に基づき、本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、今回のファイナンスにおける資金使途、支出予定金額及び支出予定時期につきましては、下記の「2 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載しております。

(注1) 臨床試験に着手する前に、実験動物や細胞・細菌を用いて医薬品等の化学物質の有効性と安全性を確認する試験です。

(注2) ヒトに対する薬の有効性と安全性を確認するために、医療機関で実施する試験です。

(注3) 当社は、平成25年2月に、京都大学iPS細胞研究所と「人工多能性幹細胞(iPS細胞)由来神経細胞による脳移植治療実現化に向けた安全性試験法の確立」に係る共同研究契約を締結し、iPS細胞を用いたパーキンソン病治療の臨床応用に必要な安全性試験の確立に向けた研究開発を推進しております。

(注4) 当社は、平成25年4月に、株式会社ヘリオス(旧 株式会社日本網膜研究所)による300百万円の第三者割当増資を引き受け、資本提携関係を構築しました。また、同年7月には、同社との間で共同研究へ向けた基本合意契約を締結しました。当社は、前臨床事業で培ったノウハウを活用し、同社が進めるiPS細胞由来の網膜色素上皮細胞移植による再生医療の技術確立に向けて支援しております。

- (注5) 当社は、平成25年12月に、アストリム株式会社による240百万円の第三者割当増資を引き受けました。当社は、前臨床事業で培ったノウハウを活用し、同社が進めるiPS細胞技術を適用した新たな免疫細胞療法の開発と早期の臨床応用・実用化を支援しております。
- (注6) Good Laboratory Practiceの略語で、「医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準」のことです。医薬品等の製造販売承認申請の際に提出すべき資料のうち、動物による安全性試験データの信頼性を確保するために、試験実施施設が遵守しなくてはならない事項を定めたものです。
- (注7) 粉体の薬剤で、特殊な担体(キャリア)等と混合して製剤化し、鼻腔内に医療用具(デバイス)を用いて薬剤を噴射することにより、鼻粘膜から薬剤を吸収させて治療するものです。
- (注8) 当社は、平成23年2月にPastorus Pharma, LLC.と、平成25年4月にBesins Healthcareグループと、平成25年9月にTranscept Pharmaceuticals, Inc.とそれぞれ契約を締結しております。

(2) 本新株予約権の商品性

本新株予約権の構成

- ・本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は6,000,000株です。
 - ・本新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。ただし、下記及びに記載のとおり、当社と割当予定先である野村證券株式会社(以下「割当予定先」という。)との間で締結予定の買取契約の規定により当社が行使指定又は行使停止を行うことができますので、当社の裁量により、割当予定先に対して一定数量の範囲内での行使を義務づける、又は行使を行わせないようにすることが可能となります。
 - ・本新株予約権の行使価額は、当初941円(発行決議日の東証終値)ですが、本新株予約権の割当日の翌取引日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値の90%に相当する価額に修正されます。ただし、行使価額の下限は658円(発行決議日の東証終値の70%の水準)です。
 - ・本新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌取引日以降約3年間です。
- 本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において、主に下記乃至の内容について合意する予定です。また、下記の内容については、本新株予約権の要項に定めております。

当社による行使指定

- ・行使価額修正開始日以降、平成29年5月30日までの間において、当社の判断により、当社は割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定することができます(以下「行使指定」という。)
- ・行使指定に際しては、その決定を行う日において、以下の要件を満たすことが前提となります。
() 東証終値が下限行使価額の115%の水準を下回っていないこと

- () 前回の行使指定を決定した日から20取引日以上の間隔が空いていること
 - () 当社が、未公表の重要事実を認識していないこと
 - () 当社株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日でないこと
 - () 停止指定(下記に定義する。)が行われていないこと
 - () 当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し(ストップ高)又は下限に達した(ストップ安)まま終了していないこと
- ・当社が行使指定を行った場合、割当予定先は、原則として、行使指定を決定した日(以下「行使指定日」という。)の翌取引日から20取引日(以下「指定行使期間」という。)以内に指定された数の本新株予約権を行使する義務を負います。
 - ・一度に行使指定可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社株式の数が、行使指定日の前取引日までの20取引日又は60取引日における当社株式の1日あたり平均出来高のいずれか少ない方に2を乗じて得られる数と3,977,600株(発行決議日現在の発行済株式数の10%に相当する株数)のいずれか小さい方を超えないように指定する必要があります。
 - ・ただし、行使指定後、当該行使指定に係る指定行使期間中に東証終値が下限行使価額を下回った場合には、以後、当該行使指定の効力は失われます。
 - ・当社は、行使指定を行う際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

当社による行使停止

- ・当社は、本新株予約権の割当日の翌取引日以降、平成29年6月23日までの間において、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間(以下「停止指定期間」という。)を指定(以下「停止指定」という。)することができます(ただし、上記の行使指定を受けて割当予定先が行使義務を負っている本新株予約権の行使を妨げるような停止指定を行うことはできません。)
- ・なお、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができます。
- ・当社は、停止指定を行う際、又は一旦行った停止指定を取消す際には、それぞれその旨をプレスリリースにて開示いたします。

割当予定先による本新株予約権の取得の請求

本新株予約権の発行後、平成29年5月30日までの間のいずれかの20連続取引日の東証終値が下限行使価額を下回った場合、又は平成29年5月31日以降はいつでも、割当予定先は当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより本新株予約権を取得します。

当社による本新株予約権の取得

本新株予約権の発行後、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部を取得することができます。

(3) 本新株予約権を選択した理由

数あるエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

(本新株予約権の主な特徴)

<当社のニーズに応じた特徴>

過度な希薄化の抑制が可能なこと

- ・本新株予約権は、潜在株式数が6,000,000株(発行決議日現在の発行済株式数39,776,000株の15.08%)と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。
- ・本新株予約権者とその裁量により本新株予約権を行使することができる一方、当社は、当社株式動向や市場環境等を勘案して適宜停止指定を行うことによって、株式発行を行わないようにすることができます。

株価への影響の軽減が可能なこと

下記の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えられます。

- ・上記に記載のとおり、当社が適宜停止指定を行うことにより、当社株式動向や市場環境等に応じて株式発行を行わないようにすることができること
- ・行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・下限行使価額が658円(発行決議日の東証終値の70%の水準)に設定されていること
- ・行使指定を行う際には、東証終値が756円(下限行使価額の115%の水準)以上である必要があり、また、上記「(2) 本新株予約権の商品性 当社による行使指定」に記載のとおり、一度に行使指定可能な数量の範囲は行使指定直前の一定期間の出来高を基本として定められることとなっており、行使が発生する株価水準や株式発行による需給悪化懸念に配慮した設計となっていること

資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

< 本新株予約権の主な留意事項 >

本新株予約権には、主に、下記乃至に記載された留意事項がございますが、当社といたしましては、上記乃至に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

本新株予約権の下限行使価額は658円(発行決議日の東証終値の70%の水準)に設定されており、株価水準によっては資金調達できない可能性があります。

株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。

本新株予約権の発行後、東証終値が20取引日連続して下限行使価額を下回った場合には、割当予定先が当社に対して取得請求を行う場合があります。

(他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴)

今回の資金調達に際して、上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載した目的に沿って、調達資金を設備投資や研究開発等に充当していく予定であることから、借入金等の負債性資金よりも資本金の調達の方が財務基盤の強化につながり、当社の利益に資すると判断いたしました。

公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株あたりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。一方、本新株予約権においては、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が予定される本新株予約権の行使に際して払込まれる金額の総額を下回る可能性はあるものの、上記に記載した仕組みにより株価への影響の軽減が期待されます。

2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

本新株予約権に関して、当社は、本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、上記「本(注)1 (2) 本新株予約権の商品性乃至」に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。

< 割当予定先による行使制限措置 >

当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行わせない。

割当予定先及び転売先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

- 3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
本新株予約権に関して、本新株予約権の割当予定先は本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。
- 4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、株式会社永田コーポレーションは、その保有する当社普通株式について割当予定先への貸株を行う予定です。
- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項
割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。その場合には、あらかじめ転売先となる者に対して、上記の行使制限措置について約させるものとする。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。
- 6 振替新株予約権
本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。
- 7 本新株予約権行使の効力発生時期等
 - (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に記載の行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
 - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
- 8 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い
当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
5,670,000,000	40,000,000	5,630,000,000

(注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額であります。

- 行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
- 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権の価値評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計であります。
- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額5,630,000,000円につきましては、前臨床事業の更なる事業拡大（前臨床事業における製薬企業との戦略的提携等を見越した新規需要の取込みのための体制確立・整備）、トランスレーショナル リサーチ事業における経鼻ワクチンの研究開発に必要な資金に充当する予定です。具体的な内訳は以下のとおりです。

手取金の使途	内訳	支出予定金額 (百万円)	支出予定時期
前臨床事業の更なる事業拡大（前臨床事業における製薬企業との戦略的連携等を見越した新規需要の取込みのための体制確立・整備）	設備投資	3,290	平成26年7月～平成29年9月
	人材獲得	1,650	平成26年7月～平成29年9月
	研究開発	250	平成26年7月～平成29年9月
トランスレーショナル リサーチ事業における経鼻ワクチンの研究開発	人材獲得	215	平成26年7月～平成29年9月
	研究開発	225	平成26年7月～平成29年9月

(注) 1 手取金の具体的な使途は以下のとおりです。

前臨床事業の更なる事業拡大（前臨床事業における製薬企業との戦略的連携等を見越した新規需要の取込みのための体制確立・整備）

自社研究施設の新設や増設、研究機器の購入、システム投資等の設備投資として3,290百万円、医学、薬学及び獣医学等の専門性を有する優秀な研究員の獲得や人材育成のための人件費として1,650百万円、及び霊長類試験での差別化に必要な研究開発資金として250百万円を支出する予定です。

トランスレーショナル リサーチ事業における経鼻ワクチンの研究開発

医学や薬学等の専門性を有する優秀な研究員の獲得や人材育成のための人件費として215百万円、製剤技術の研究開発資金として225百万円を支出する予定です。

- 本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、手元資金や将来の売上収入を充当すること等によって上記の事業計画を遂行する予定です。また、上記の使途に充当する支出予定金額を上回る金額を調達できた場合には、国内前臨床事業における設備投資、トランスレーショナル リサーチ事業における事業開発や創薬開発及び借入金の返済に充当する予定です。
- 当社は、調達した資金をすみやかに支出する予定ですが、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定です。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	野村證券株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第12期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月27日関東財務局長に提出
	半期報告書 事業年度 第13期中 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日) 平成25年11月14日関東財務局長に提出

b. 当社と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
	割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成26年3月31日現在)	147,200株
人事関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人事関係はありません。	
資金関係	該当事項なし	
技術又は取引等の関係	主幹事証券会社	

c. 割当予定先の選定理由

当社は、今回のファイナンスに際して、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 本新株予約権 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等) の発行により資金の調達をしようとする理由 (3) 本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいと考え、野村證券株式会社が当社のそうしたニーズを充足し得るファイナンス手法として本新株予約権を提案したことに加え、同社が、当社の主幹事証券会社として良好な関係を築いてきたこと、国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること、等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は6,000,000株です(ただし、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。)

e．株券等の保有方針

本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡することはありません。また、野村證券株式会社は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であります。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社が平成25年11月14日付で関東財務局長宛に提出した第13期中半期報告書の平成25年9月30日における中間貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込み及び権利行使に要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先である野村證券株式会社の親会社である野村ホールディングス株式会社は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、その倫理規程において、「野村グループは、反社会的勢力又は団体との一切の取引を行わないものとする。」と公表しています。当社はその文面を入手し、当該文面の内容を確認しております。また、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部署を設置し、反社会的勢力関連の情報の収集・蓄積及び厳格な管理を行っていること等を、割当予定先である野村證券株式会社に確認しております。

これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。その場合には、あらかじめ転売先となる者に対して、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容」に記載の行使制限措置について約させるものとします。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役CEO 野口真人）（以下「ブルータス・コンサルティング」という。）に依頼いたしました。ブルータス・コンサルティングは、権利行使期間、株価変動率等を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、当社は資金調達のために株価水準に留意しながら行使指定を行い、割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が下限行使価額を上回っている場合において、資金支出計画をもとに想定される支出期間にわたって一様に分散的な権利行使がされること、現在の売買出来高が今後も継続すること等を前提としております。当社は、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由 (2) 本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準、ブルータス・コンサルティングによる本新株予約権の価値評価が本新株予約権1個あたり400円となったこと等を勘案の上、本新株予約権の払込金額をかかる価値評価と同額の本新株予約権1個あたり400円としましたが、かかる払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

なお、当社監査役全員（社内監査役2名、社外監査役2名、計4名）から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、下記乃至の点を確認し、本新株予約権の発行が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する専門知識及び経験が必要であると考えられるところ、ブルータス・コンサルティングはかかる専門知識及び経験を有すると認められること。

ブルータス・コンサルティングと当社との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っていないため、同社と当社との間には継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること。

当社取締役がそのようなブルータス・コンサルティングに対して本新株予約権の価値評価を依頼していること。

ブルータス・コンサルティングからの評価報告書の提出に際して、同社の実績及び本新株予約権に関して同社が行った評価の方法等について、当社の実務担当者に対して説明が行われ、かかる説明を踏まえた報告が本新株予約権の発行を担当する取締役になされていること。

本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、ブルータス・コンサルティングの評価報告書を参考にしつつ本新株予約権の発行を担当する取締役による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること。

本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務慣行について、当社法律顧問から当社の実務担当者に対して説明が行われており、かかる説明を踏まえた報告が実務担当者から本新株予約権の発行を担当する取締役になされていること。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大6,000,000株であり、発行決議日現在の当社発行済株式総数39,776,000株に対し最大15.08%（発行決議日現在の総議決権397,725個に対し最大15.08%）の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、本新株予約権の発行により、将来の前臨床・臨床市場の拡大を見据えた投資と株主資本の増加による財務体質の強化を図れることから、既存株主を含めた株主全体の利益につながると考えております。

また、本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数6,000,000株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は1,908,746株であり、一定の流動性があること、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと、当社が、当社株式動向や市場環境等を勘案し停止指定を行うことによって、株式発行を行わないようにすることができること、及び行使指定には一定の条件が付されており、行使が発生する株価水準や株式発行による需給悪化懸念に配慮された設計となっていることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の発行は、本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、大規模な第三者割当に該当しません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

本新株予約権の行使により、大株主の状況が次のとおり変動する見込みであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
株式会社永田コーポレーション	鹿児島県鹿児島市唐湊4丁目21番1号	7,936	19.95	7,936	17.34
有限会社新日本産業	鹿児島県鹿児島市唐湊4丁目21番1号	5,004	12.58	5,004	10.93
永田 良一	鹿児島県鹿児島市	2,160	5.43	2,160	4.72
永田 貴久	鹿児島県鹿児島市	2,160	5.43	2,160	4.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,090	5.26	2,090	4.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,510	3.80	1,510	3.30
永田 郁江	鹿児島県鹿児島市	1,024	2.57	1,024	2.24
永田 一郎	鹿児島県鹿児島市	1,024	2.57	1,024	2.24
永田 理恵	鹿児島県鹿児島市	1,024	2.57	1,024	2.24
一般財団法人メディポリス医学研究財団	鹿児島県指宿市東方4423番地	1,024	2.57	1,024	2.24
計	-	24,957	62.75	24,957	54.52

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、平成26年3月31日現在の株主名簿及び平成26年6月6日までに当社が確認した大量保有報告書等に基づき記載しております。

2 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「平成26年3月31日現在の所有議決権数(大量保有報告書等により確認された大株主については当該大量保有報告書等に基づく議決権数)」を、「平成26年3月31日現在の総議決権数に本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数の上限である6,000,000株に係る議決権数60,000個を加算した数」で除して算出しております。

3 前記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先である野村證券株式会社は、割当を受けた本新株予約権の行使により交付された株式を当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であるため、割当予定先は割当後における当社の大株主とならないと見込んでおります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第40期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第41期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月13日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第41期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）平成25年11月14日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第41期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）平成26年2月14日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年6月9日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成26年6月9日)までの間に以下のとおり変更及び追加がありました。当該変更及び追加箇所は_____ 〆で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は、下記に追加して記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日(平成26年6月9日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

事業等のリスク

以下には、当社グループの事業展開その他に関しまして、リスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社グループは、これらのリスクの存在を認識した上で、その発生を未然に防ぎ、かつ、万が一発生した場合でも適切に対処するように努める所存であります。当社への投資判断は、本項及び本有価証券届出書中の本項以外の記載も併せまして、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成26年6月9日)現在において当社グループが判断したものであります。

前臨床事業に係るリスク要因について

(a) 実験動物の取得について

当社グループが行う前臨床試験において使用される実験動物には、サル、イヌ、ウサギ、ラット、マウス等が含まれます。サルを除いた諸動物は、多産かつ妊娠期間が比較的短く、取得に関して特に大きな障害はありませんが、実験用に供するサルは、一回あたりの出産頭数が1匹で、妊娠期間も5か月近くあり、成熟するのに2年ほどかかることから、他の実験動物と比較して繁殖が容易ではありません。

当社グループにとって重要な実験動物はカニクイザルであります。前臨床事業の拡大に伴い必要とされるカニクイザルの数量は増加しており、今後もこのような傾向が続くと予想されます。当社グループは、この需要に対応すべく複数の国からの輸入体制を整備しておりますが、今後、我が国又は輸出国の法規制改正や伝染病の発生等により、カニクイザルの確保及び輸入に支障が生じた場合、円滑な試験実施に支障が生じ、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) 前臨床試験におけるサルの優位性について

現状、実験用サルはヒトとの遺伝子類似性が9割以上もあることから、前臨床試験における優位性は高いとされており、前臨床試験における当該需要は、拡大する傾向にあるものと考えております。しかしながら、サル以外の動物でヒトの安全性を調べる優位性が認められた場合、競合他社との十分な差別化が図れず、当社グループの事業戦略、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(c) 研究施設における感染症等の発生について

実験動物の調達、特に霊長類の輸入にあたっては、動物輸入届出制度等の規制のもと、農林水産省動物検疫所に輸入届出書と衛生証明書の提出が義務付けられており、輸出国では、日本の農林水産省の審査を受けて認可された施設において厳格な輸出検疫を受け、基準を満たした個体だけが輸入されております。さらに、国内では農林水産省に認可を受けた指定動物(霊長類)検疫施設にて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定められた厳格な検疫を実施した上で試験に使用しております。実験動物は、試験施設において、外部と遮断され、圧調整により相互の汚染が防止された室内で、新鮮な空気を定められた換気回数で入れ替え、温度・湿度ともに一定に制御された環境下にて飼育されております。また、G L P基準に基づく研究施設は、試験従事者等の入退出管理を含めて、安全管理・衛生管理には万全の態勢を構築しております。

また、当社グループの在外企業においては、所在する各国における関連法律・制度による諸規制を受けておりますが、いずれも国内と同様に、安全管理・衛生管理には万全の態勢を構築しております。

しかしながら、施設内のトラブルや感染症等、予期せぬ事態が生じた場合には、適正な試験の進行に支障をきたし、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(d) 動物愛護について

当社グループでは、製薬企業等から受託し実験動物等を用いた前臨床試験を実施しておりますが、G L P基準に適合した業務遂行を行うと共に、実験動物を用いるに際しては「動物の愛護及び管理に関する法律」、「実験動物の飼養及び保管に関する基準」等の適用法令及び動物実験に関する指針を遵守し、実験動物の適正な管理を行うと共に、実験動物の苦痛の軽減に務め、試験に用いる実験動物数の削減につながる代替法の開発にも注意を注いでおります。

しかしながら、生命の尊厳等の観点から動物実験全体を否定する立場もあり、動物愛護の風潮が高まる等により実験動物の利用に対して社会的評価が著しく低下した場合、当社グループのイメージに悪影響を与え、前臨床事業の円滑な遂行に支障を来し、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

研究開発活動について

当社グループにおきましては、新しい環境にも迅速に対応した質の高い業務ができるよう、前臨床事業及び臨床事業において最先端水準の技術を利用しております。また、必要に応じて他社、大学等の研究機関等との共同開発研究や技術提携等を行っております。また、関係会社においても研究開発活動(後述を参照)を展開しており、当社グループは、今後も独自又は他社、大学等の研究機関等との連携を図った効率的かつ効果的な研究開発を進めていく方針であります。

当社グループの平成26年3月期における研究開発費は747,079千円ですが、こうした研究開発活動に費やした費用が、当社グループに十分な成果をもたらすという保証はありません。

知的財産権について

当社グループの事業において、研究開発活動に関わる成果を特許やその他知的財産権として確保することは、事業推進に重要であると考えております。しかしながら、当社の研究成果を全て権利化できるという保証はなく、また、保有している特許や将来取得する特許によって当社グループの権利を確実に保全できるという保証もありません。

本有価証券届出書提出日現在、当社グループの開発に関連した特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟やクレームが発生したという事実はありません。当社グループにおきましては、このような問題を未然に防止するため、事業展開に際しては弁護士への相談や特許事務所を活用して知的財産権の侵害等に関する事前調査を実施しておりますが、知的財産権侵害問題の発生を完全に回避することは困難であります。また、仮に当社グループが第三者との間の法的紛争に巻き込まれた場合、当該第三者の主張の正当性の有無にかかわらず、解決には多大な時間及び費用を要する可能性があり、場合によっては当社グループの事業戦略や財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

トランスレーショナル リサーチ事業について

注射による薬剤や経口剤など、従来の投与剤型に工夫を施して、薬効成分が鼻粘膜から吸収させるシステム及び経鼻投与に必要な医療器具を自社開発しております。現時点において、鼻粘膜からの高い吸収率と安全性を示す前臨床試験と臨床試験のデータを得ております。並行して、製薬企業との共同開発やライセンス供与について交渉を進めております。

これらの事業については、確実に収益をもたらすという保証はなく、その進捗等により当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

関係会社について

(a) SNBL U.S.A., Ltd.について

当社の連結子会社であるSNBL U.S.A., Ltd.は、平成21年3月期においては黒字化が図られておりましたが、平成22年3月期以降においては損失を計上しており、平成24年3月期以降、当社単体の投資額に対して投資損失引当金を計上しております。

今後も、当社グループの中核事業として増資引受を行う等の財務支援を継続する方針ですが、予期せぬ事業環境の変化等により、計画どおり事業が進展しない場合には、当社は追加的な金融支援や出資等に対する評価損の計上を余儀なくされる可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) SNBL Clinical Pharmacology Center, Inc.について

当社の連結子会社であるSNBL Clinical Pharmacology Center, Inc.は、米国における臨床事業の展開を目的として平成16年10月に設立され、平成17年10月に試験施設を竣工いたしました。現在では、医療スタッフ体制も整い、中長期的な経営戦略の視点から質の高い試験結果を提供することにより当社のブランド価値を市場に浸透させることに重点を置き事業を展開しております。現状において、同社は費用が先行しており、平成26年3月期においては損失を計上しておりますが、積極的な顧客開拓及び受注獲得等により今期黒字化を図る方針であります。なお、今後の同社の事業展開について当社グループの想定通りに推移する保証はなく、同社の動向が当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(c) その他の関係会社について

その他の関係会社においても研究開発型企業があり、研究開発活動に対して資金を投下しておりますが、これら関係会社においても十分な収益化が図られる保証はありません。

情報セキュリティ管理体制について

(a) 前臨床及び臨床試験に係る秘密情報の管理について

当社グループの事業では、製薬企業等から預託された開発品目の情報等（以下「秘密情報」という。）を得て前臨床及び臨床試験を実施しております。秘密情報については、事前の承諾なしに第三者に開示、譲渡、貸与、漏洩してはならない旨を規定した秘密保持契約を製薬会社等と締結しており、当社グループでは秘密情報を厳重に管理すると共に、役職員に対しては、個別に秘密情報の保全を義務付ける機密保持契約を締結して、在籍中、退職後を問わず、厳重に機密保持が遵守されるように注力しております。しかしながら、万が一、当社グループより秘密情報が第三者に流出した場合には、製薬企業等からの信頼が損なわれ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) 治験における被験者等の個人情報並びにプライバシーの保護

当社グループの臨床事業のうち、SMO事業に従事する者は、被験者や治験に参加しようとする患者様と直接接し、医療機関が作成・保管するカルテ、症例報告書その他の個人情報を記録した書類を取り扱っております。このため、当社グループでは、治験実施医療機関との契約締結に際しては、必ず「機密事項の遵守」の条項を設けると共に、プライバシー・ポリシー（個人情報保護方針）を制定し、被験者に係る情報の取扱いに細心の注意を払っております。しかしながら、こうした社内体制が十分機能せず、当社グループから被験者のプライバシーや個人情報が漏洩した場合には、被験者を始め、製薬会社等や医療機関からの信頼が損なわれ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

人員の確保、育成について

当社グループの事業推進にあたっては、医学、薬学、化学、理学、獣医学及び農学等の専門性が求められることから、博士、修士並びに医師、獣医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師等の有資格者、かつ医療業務への従事経験を有する者が不可欠となります。

当社グループは今後も事業の拡大に伴い、積極的に人材の確保、育成を図る方針ですが、こうした人材の確保や教育研修が当社の計画どおりに進むという保証はなく、人員の確保、育成が順調に進まない場合、当社グループの事業推進に支障が生じ、当社グループの経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。また、現在在籍するこれら人材の流出が生じた場合にも同様のリスクがあります。

なお、当社グループの事業拡大の進捗によっては、人員の増加による固定費負担が増加し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

有利子負債への依存について

当社グループでは事業拡大の必要資金の多くを金融機関からの借入により調達しており、当連結会計年度末における連結決算における有利子負債残高（リース債務、社債、短期借入金、長期借入金の合計額）は21,886,704千円であり、総資産比で54.8%と相応の水準にあります。また、平成26年3月期には307,482千円の支払利息が生じております。

また、当社グループでは、今後の金利上昇リスクを回避するため、長期借入金の大半は固定金利による調達等を実施しておりますが、今後における金融機関借入（借換えを含む）等においてはその時点の市場金利によることとなることから、当社グループの経営成績等は今後の金利変動に影響を受ける可能性があります。

当社は複数の金融機関との間でシンジケートローン契約を締結しており、本契約には平成26年3月期と平成27年3月期における純資産及び経常利益に関する財務制限条項が付されております。財務制限条項に抵触した場合には、上記借入について金融機関から期限の利益の喪失を請求される可能性があります。当社としては、連結経常利益の黒字化を図ることにより、当該条項への抵触を回避すべく最大限の努力を行っております。また、取引金融機関には当社の状況をご認識頂いており継続的な取引関係を構築しておりますが、万一、期限の利益を喪失した場合には、当社グループの資金繰りに影響が生じる可能性があります。

今後も、国内及び米国等における設備資金並びに金融機関借入の約定返済を中心に相応の資金需要が生じるものと考えております。今後の資金調達に関しては資本市場からの調達と金融機関借入（借換えを含む）等のバランスを考慮しつつ、実施していく方針ですが、これが当社グループの希望する条件で実行できる保証はなく、当社グループの事業展開の制約要因となる可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

為替の変動について

当社グループでは、海外製薬企業等からの試験受託や実験動物等の輸入仕入に関わる外貨建取引の決済に際しては為替相場の影響を受けております。また、連結子会社23社中14社は在外子会社であり、連結に際しては為替相場の影響を受けております。従って、為替の動向によっては当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

業績の季節変動等について

過去3期間における当社グループの業績の上半期及び下半期の状況は下表のとおりであります。

当社グループの業績は、顧客である製薬企業等の検収が年度末である期末に集中する傾向にあることから、売上高は下半期に偏重する傾向にあります。しかしながら、利益面では、各期における個別又は複数の売上計上案件の利益率の差異及び計上時期並びに連結子会社における事業の進展状況その他の要因により変動しており、過年度においては必ずしも下期偏重は生じておりません。今後においても、当社グループの業績は、これら各種要因等により変動が生じる可能性があります。

(単位：千円)

	平成24年3月期		平成25年3月期		平成26年3月期	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
(連結決算)						
売上高	6,723,996	8,549,973	7,460,286	9,693,764	7,819,242	9,107,154
営業利益	1,091,664	1,957,259	624,548	803,542	999,621	275,852
経常利益	1,412,166	1,431,331	1,032,516	542,316	733,976	579,920
当期純利益	1,199,914	2,104,195	881,857	271,019	914,162	159,171
(単体決算)						
売上高	4,748,445	6,150,469	4,995,484	6,433,458	5,296,337	7,266,671
営業利益	321,503	60,941	260,819	338,897	15,555	791,554
経常利益	579,358	527,755	594,324	1,810,199	326,728	1,402,221
当期純利益	378,674	5,571,818	860,255	2,585,501	776,487	373,439

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社新日本科学 本店
(鹿児島県鹿児島市宮之浦町2438番地)
株式会社新日本科学 東京本社
(東京都中央区明石町8番1号)
株式会社新日本科学 大阪支社
(大阪市中央区伏見町二丁目1番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第五部【特別情報】

該当事項なし